

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日区制労働省告示第19号）に準拠した金額となります。

【訪問看護・予防訪問看護】利用料金（1回につき）

2級地
1単位＝ 11.12円

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合								理学療法士等が訪問した場合					
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満		20分		40分		60分	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,480円	3,358円	5,226円	5,004円	9,129円	8,807円	12,510円	12,087円	3,258円	3,146円	6,516円	6,293円	8,807円	4,737円
1割負担	348円	335円	522円	500円	912円	880円	1,251円	1,208円	325円	314円	651円	629円	880円	473円
2割負担	696円	671円	1,045円	1,000円	1,825円	1,761円	2,502円	2,417円	651円	629円	1,303円	1,258円	1,761円	947円
3割負担	1,044円	1,007円	1,567円	1,501円	2,738円	2,642円	3,753円	3,626円	977円	943円	1,954円	1,887円	2,642円	1,421円
単位数	313 単位	302 単位	470 単位	450 単位	821 単位	792 単位	1125 単位	1087 単位	293 単位	283 単位	586 単位	566 単位	792 単位	426 単位

※なお、理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位が減算されます。

【加算・減算項目】 ※ 自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

(予防)緊急訪問看護加算Ⅰ	6,382円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算されるものです。 ◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている」
単位数	574単位	
(予防)特別管理加算Ⅰ	5,560円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合を算定する場合は在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態Ⅱを算定する場合は在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	500単位	
(予防)特別管理加算Ⅱ	2,780円	
単位数	250単位	
(予防)初回加算	3,336円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定するものです。
単位数	300単位	
早朝・夜間加算	通常料金×125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金×150%	22:00～明朝6:00
(予防)長時間加算	3,336円	特別管理加算対象者で90分以上を超える訪問看護を実施する場合
単位数	300単位	
訪問看護体制強化加算(Ⅰ)	6,116円	看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する場合において、訪問看護体制強化加算を算定することができます。 ①算定日が属する月の前6ヵ月において実ご利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実ご利用者数の割合が50%以上であること ②算定日が属する月の前6ヵ月において実ご利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実ご利用者数の割合が20%以上であること ③(Ⅰ)算定日が属する月の前2ヵ月において5名以上のターミナルケア加算を算定すること (Ⅱ)算定日が属する月の前2ヵ月において1名以上のターミナルケア加算を算定すること ④地域の医療機関(訪問看護事業所)と訪問看護ステーション間で連携し、相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ⑤訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上(令和5年4月1日施行)
単位数	550単位	
訪問看護体制強化加算(Ⅱ)	2,224円	
単位数	200単位	
(予防)訪問看護体制強化加算	1,112円	上記訪問看護体制強化加算の③を除く算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。
単位数	100単位	
(予防)複数名訪問加算	2,824円	複数の看護師による訪問30分未満
単位数	254単位	
(予防)複数名訪問加算	4,470円	複数の看護師による訪問30分以上
単位数	402単位	
ターミナルケア加算	22,240円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ①死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2,000単位	
(予防)退院時共同指導加算	6,672円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算するものです。特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	